

学生サポート制度を希望する学生の皆さんへ

障がい（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害等）のある学生が、修学における不利益を受けることがないように、本学では「聖心女子大学障がいのある学生の修学支援規程」を定め、学生サポート制度を設けています。申請には、現在通院している医療機関所定の「診断書」（直近3か月以内のもの）が必要となります。

学生サポート制度の相談は学生生活課で受け付け、申請者とともに、合理的配慮に基づく支援を決定していきます。ただし、成績や出席、単位修得について特別な配慮をするものではありません。大学に通学できることを前提とした制度となりますので、ご理解ください。

【相談事例】（障がいや病状に応じて支援内容は異なります）

身体に障がい等がある場合

- ・教室で前の席に座らないと聞き取りが難しい
- ・松葉杖を使わないと歩行が難しい
- ・車椅子を使わないと移動が難しい
- ・教室で前の席に座らないと黒板の文字が見えない
- ・身体に疾患があるため、エレベーターでの移動が必要

精神に障がい等がある場合

- ・100分間集中して座っていることが難しい
- ・黒板に書かれていることの理解が難しい
- ・緊張しやすく途中退室が必要などときがある
- ・レポートや書類の提出期限を守るのが難しいことがある
- ・掲示やホームページからの情報の整理が難しい
- ・朝起きることができない

【支援の具体例】障がいの内容に応じて

- 座席の指定
- 教職員エレベーターの使用
- FMマイクの使用、拡大した資料の配布
- 病状の理解 など

【支援の具体例】障がいの内容に応じて

- ノイズキャンセリングの使用
- 講義内容の録音許可や、講義内容の資料配付
- 大切な内容は文書による指示
- 病状の理解 など

聖心女子大学の障がい学生支援

「学生支援ネットワークの会」



学内の各学科、事務部署、教職員で連携し、学生自身が大学生活全般や卒業後の生活の中においても必要な力（援助要請力、自己理解力、工夫する力など）を身につけることを目指しサポートしています。

学生サポート制度申請の流れ

相談

支援を希望する学生は、学生生活課までご相談ください。



申請

学生生活課に所定の書類をご提出ください。

- ①「学生サポート制度申請願」
- ②現在通院している医療機関所定の「診断書」(直近3か月以内のもの)



校医との面談

障がい内容と希望する支援内容などについて、お伺いいたします。(保健センター)
その後、合理的配慮の内容について協議いたします。



副学長(学生担当)と学生相談室との面談

決定した合理的配慮の内容について副学長(学生担当)と面談。
パスポート発行後の学生生活について学生相談室と面談。



合理的配慮の内容について本人と保護者の同意書の提出



「学生サポートパスポート」発行



学生生活課より今後の支援についてご説明

大学生生活全般 → 学生生活課・1年次センター
健康相談 → 保健センター・学生相談室
履修相談 → 教務課
授業履修支援 → 授業担当者・教務課

年 月 日

聖心女子大学長殿

学生サポート制度申請願

学 年	年	学籍番号	
所 属 学 科 等			
学生氏名（自署捺印）	印		
保証人(保護者等)氏名（自署捺印）	印		
学生連絡先	携帯電話番号		
	メールアドレス		
保証人緊急連絡先	携帯電話番号		
	メールアドレス		

別紙「診断書」および下記の理由により、修学上の支援をお願いいたします。

なお、申請にあたり、配慮・支援に必要な情報（氏名、障害の内容等）を、関係する学内の教職員・事務部署に周知、共有することを了解します。

記

診断名
障害者手帳 有（ 級） ・ 無
希望する支援内容（具体的にご記入ください）

以 上

【提出先：聖心女子大学 学生部学生生活課】